

論文

社会福祉実践における保育士の役割と課題 ～子育て支援に関する相談援助内容の多様化から～

鑑 さやか^{*1}

千葉 千恵美^{*2}

要旨：家庭や地域社会における子育てを応援するネットワークが崩れつつある現代社会において、保育所には従来の保育技術のみならず、地域の子育て家庭も対象とし相談援助機能が求められるようになった。しかし、現実には「気になる子ども」「気になる親」を前にして、どう対応していったらよいか悩んでいる保育士は少なくない。本研究では、保育士を対象とした事例検討会にて提示された対応困難事例27ケースについて、保育援助内容を整理し、社会福祉援助職としての相談援助活動について考察を行った。結果として、保育士は子どもの行動の背景にあるものを観察し、子どもや保護者の気持ちを肯定的に理解するようになった。また、ソーシャルワーカーとの連携により適切に保護者へ介入できたことにより、家族の子どもへの関わり方にも変化がみられ、26ケースにおいて子どもの状態が改善した。これらのことから、社会福祉援助技術の技法は保育・相談活動においても有効であることが示唆された。

キーワード：保育士、家族支援、社会福祉援助技術

1. はじめに

厚生労働省は、予想以上に深刻化する子育て問題に対応していくために必要な保育士養成教育のあり方について検討を重ねてきた。子どもに対する直接的保育はいうに及ばず保護者の子育て支援の必要性が喚起され、それに伴う高度な専門性と豊かな人間性を備えた保育士養成の必要性も提起され、平成11年に保育所保育指針改訂が実施された。これと連動し、平成13年2月、保

育士養成課程検討委員会により『今後の保育士養成課程等の見直しについて（報告）』がまとめられた。特筆すべき点は、それまでの保育士養成カリキュラムにはなかった子育て支援にかかわる教育科目として家族援助論が必須化され、乳幼児の成長と発達にとって基本的に必要となる子育てのあり方について学習し、これまで保育士が担ってきた子どもへの直接的保育に加えて、保護者に対する子育て支援も行うことのできる保育士養成が開始されたことである。

^{*1} 東北文化学園大学医療福祉学部

^{*2} 高崎健康福祉大学短期大学部児童福祉学科

保育士の役割と課題

野沢（1995）は、保育士が保育内容として具体的に活用する援助技術について、これまでは、主として音楽、絵画制作、体育の基礎技能にかかわる実技を指すことが多かった、というような保育内容における技術の教育的側面への関心が、それまで中心だったのではないかと指摘している⁽¹⁾。養成教育の段階でこうした傾向は多分に認められ、また保育士の専門性も教育的側面への技術を伸ばす方向で、充実がなされてきたといえるだろう。このような意味で、「子育て支援」という保育サービスに対する現在の新しい考え方を背景として、野沢（1995）は、近年の保育所をめぐる大きな転換は子育て支援という保育サービスに対する新しい考え方を背景に、子どものためだけの保育ではなく、親子関係の揺らぎや希薄化を調整し、親と子の両方を安定させるといった課題に取り組むことが求められる⁽²⁾と述べている。これは、親子関係を調整するといった援助に関する技術への課題をはじめとして、社会福祉援助職としての保育士の専門性に対する再認識を保育関係者に迫るものであると考えられる。

また、児童福祉法では「乳幼児の福祉、発達保障のための施設」として保育所が位置づけられる一方、国が少子化対策として打ち出した新エンゼルプランでは「成人の福祉・自己実現を保障する社会資源」として位置づけられている。しかもエンゼルプランには見られた「子どもの利益が最大限保障されるよう配慮された子育て支援施策」という基本的視点が新エンゼルプランには見られず、親の福祉にシフトする動向が見られる。

近年、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下、小学校生活への不適応、学びに対する意欲や関心の低下など、子どもたちの育ちの変化が取り上げられるようになった。また、少子化、核家族化、都市化、情報化など社会の急激な変化により、地域や家庭における教育力の低下などが問題視されている。その一方で、保育士自身の成長過程における多様な体験の不足から、保育を構想し実践する能力や、保護者などとの良好な関係を構築する能力低下傾向が指摘されており、家庭や地域の教育力の変化などの課題に対応するための資質・専門性の向上が課題となっている。

2 問題意識

保育所における子育て支援は保育実践に基づいた、子どもの育ちに関わって行われるところに特徴がある。保育士たちは子どもの小さな変化にも着目して保護者を励ましたり、子育ての不安や悩みを聴き共感したり、保護者の生活問題に関する相談にのることで、保護者と子どもをエンパワメントしていく。近年においては、そうした事例が特別な保護者だけの問題ではなく、一般的な問題として認識されている。庄司（2003）は、家族の養育機能の補完という役割を中心に捉えた児童福祉の基本的なありかたでは、もはやまったく対処しきれないほどに、子どもの養育をめぐる問題が拡大深化したと述べ、その新たな対処策として、一方での家族の支援と、他方での家族への介入という二つのアプローチによって構成

される基本的考え方とそれに支えられる実践が児童福祉から家族福祉への展開を特徴づけるという⁽³⁾。言い換えれば子どもからその家庭・家族へと対象を拡大したことで、児童福祉は法理念である「すべての児童」を対象とすることからさらに踏み出し「すべての児童、家庭」にまで拡大させたのである。このことは児童福祉における「子育て支援」の位置づけを示唆しているように思われる。要するに「子育て支援」は広義には「児童福祉」の上位概念として、狭義には多くの分野からの「子育て支援」サービスと位置づけることができるのではないだろうか。

さらに、今回の事例のように非常に深刻な問題状況を示していたり、保育士の関わりだけで対応が困難な事例も増加している。加えて、保健所や福祉事務所、児童相談所、医療機関の対応だけでは解決・緩和することが困難な問題に、保育所としても連携し支援するようなことも増えている。そのような問題に対しては、保育の知識・技術だけではなく、生活問題の中味や病理的な現象、その背景にあるものを理解していく知識が求められる。また、マネジメントの理論や技法についても最低限身につけておかないと、問題解決を支援することが困難になるだけでなく、表面だけの関わりで終わってしまったり、誤った対応をしてしまうことがある。植田（2001）は、気になる子どもへ対応する際、ともすれば子どもや家族の目の前の行動だけを見て判断してしまいがちであるが、生活は社会的かつ歴史的につくられてきたものであり、その時々子どもや家族が抱えている課題との結び

つきによって、生活を捉えていくことが重要であると述べている⁽⁴⁾。

本研究においては、保育士の保育援助内容を整理し、社会福祉援助職としての相談援助活動の可能性について考察する。

3. 対象と方法

【対象】保育士を対象とした事例検討会にて提示された対応困難事例27ケース

【期間】2001年10月～2003年3月（1年6ヶ月）

【方法】保育士を対象とした事例検討会において提示された27ケースについて、その後の援助記録から①保育士の関わりとケース対応における保育士の変化、②保護者の子どもに対する関わりと変化、③保育士が相談援助活動において使用した社会福祉援助技術、④スーパーバイザーとしてのソーシャルワーカーの役割を抽出し、分析を行った。

なお、検討会においてはソーシャルワーカーによるスーパービジョンが実施され、検討会終了後も随時継続して援助指導を行った。検討会の実施回数は10回である。

4. 結果

(1) 気になる子どもの発見

今回提示された事例は、保育活動の中で保育士が「気になる子」を発見し、対応する中で困難を感じたものである。表1は今回保育士たちが「気になる子」と感じた特徴であり、事例の6割がいずれかを重複し

保育士の役割と課題

ていた。「気になる子」の具体的内容は表2 児童の年齢および性別は表3に示したのとおりでである。なお、今回対象となった

表1 「気になる子」の特徴

粗 暴	集団不適應	多 動	かんしゃく	パニック	無気力	虐待の疑い
12件	10件	5件	4件	3件	3件	2件

表2 「気になる子」の具体的内容

乱暴な行動（噛み付く、叩く、殴る、蹴る、暴言を吐く）
ささいなことで喧嘩になる
常に命令口調であり、従わないと暴力を振るう
他児とかかわらず、保育士にばかりついて歩く
欲求が満たされないと大暴れする
遊びの中で突然騒いだりする
集中できず、次々と興味のあるものが変わっていき、ひとつのことをやり遂げる体験ができない
他児にちょっかいを出すので、他児から煙たがられている
落ち着かず、不安になるとすぐパニックを起こす
感情のコントロールができず、泣き出すと大暴れする
保育士が注意する（怒る）と、パニックになり、大暴れする
表情がなく、意思を示さない
すべてに対して受身である
言葉に遅れがめだつ
登園時に、顔を腫らしてくる

表3 性別および年齢（名）

		年 齢						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
性別	男子	0	0	3	8	4	5	1
	女子	0	0	0	1	3	1	1

(2) 対応困難児の背景にあるものへの理解

保育士が、行動・情緒面に問題を示す子どもの対応に苦慮していたことから、事例検討会において、背景にあると思われる家族関係や、家族が抱える問題への視野を広げて対応していくことがソーシャルワーカーより提案され、母親を中心とした家族への社会福祉援助技術の理論を活用した相

談援助活動が実施された。活動の具体的な

内容としては、①保育所内で事例検討を実施するなど職員全体での共通理解を図る、②子ども行動の背景を理解した保育、③育児情報の提供や家族の悩みを聴くことであった。そのことにより、子育てに対し放置・無関心・過干渉であった母親が、保育士の継続した援助により、子どもの発達や

個性に合せた余裕のある関わりができるように変化していった。

(3) 家族の状況

事例検討会において提示された事例の保護者の子どもに対する関わりは表4のとおりである。母親自身が抱える問題としては、子どもの行動にイライラし声や手をあげたりしてしまう、母親も人間関係を築くことが苦手であるなどの母親の精神的

不安定。子どもの泥遊びを嫌がる、発達障害へどのように対応すればよいか分からずに放置するなどの母親の子どもへの理解不足が挙げられた。他に、兄弟に手がかかるため、本児とのコミュニケーションが不足する。家庭における育児への協力がなく放置している。子どもへの虐待や父親の家出などであった。また、3割の事例において、両親の離婚などによる養育環境の変化があった。

表4 保護者の子どもに対する関わり

放置・無関心	過干渉	母親自身が抱える問題	身体的虐待	その他
11件	4件	4件	2件	4件

(4) 保育士の援助内容

事例検討会へケースを持ち込む前にも担当保育士は、受容や共感などの社会福祉援助技術もしくはカウンセリングなどの技術を使用できていたが、対応に苦慮していたことから、事例検討会時にソーシャルワーカーより「相互関係」「自立・自己決定への援助」「総合的アプローチ」「内的世界の尊重」の確認がされたことにより、その後、社会福祉援助技術を利用した援助が行われ

た。そのことにより「子どもの心理・行動」「家族関係」「関連領域との連携」などへの理解、関心が促進され、さらに保育士自身の「自己覚知」も促された。

保育士は、上述の家族に対し、子どもへの直接的対応に加え、母親を中心とした家族への対応について検討、実践を行った。具体的な家族援助の実践内容は表5のとおりである。

表5 家族援助の具体的内容

誉め言葉を有効に活用（子ども・家族）
自分の気持ちを表現できるように支援
子どもと1対1の関係を多くとれるように配慮
家庭でおかれている子どもの状況を理解し、子どもの行動を受容しながら関わりを続けた
保育中の子どもの様子を家族へ積極的に伝える
戸外での遊びの重要性を説明し、理解を促す
子どもの行動や特徴、障害などを理解できるよう促す
家庭でのスキンシップを増やすように勧める
母親が、子どもの粗暴な面を目撃し落胆していることから、その気持ちに共感する

保育士の役割と課題

(5) 家族の変化

27ケース中26ケースにおいて子どもの状態が改善した。また、改善がみられなかった1件は深刻な虐待ケースであり、児童相

談所へ通告し、関係機関と連携をとりながら継続して援助が進められた。表6は保育士による継続したケースワークが行われていく中で家族にみられた変化である。

表6 保護者の子どもへ対する関わりの変化

子どもの野外遊びへ対する理解が生まれた
過干渉がなくなり、子どもの行動を待つことができるようになった
父親が育児に協力的になった
意識的に子どもと関わりを持つようようになった
子どものささいな成長に気づき、喜びや満足を感じるようになった
保育士の言葉がけから、視野を広げられるようになった
毎晩絵本を読むようになり、子どもが膝の上で読み聞かせてもらうのを楽しみにするようになる
母親が、他機関へ相談を行った
子どもの状態に戸惑いながらも、理解し、受け入れようと努力

(6) 保育士の変化

保育士に不足しているものとして、被虐待児への専門知識、親対応の知識や経験と時間、ケースワークの視点、他機関とのネットワークなどがあげられる。今回のケース担当者は5～10年の程度の主任保育士であり、ほぼ全員が受容や共感の技術を使用しながらケースに対応することができていた。

各検討会終了後は、保育所内で事例検討を実施するなど職員全体で共通理解を図り、子どもの行動の背景を理解した保育に努めた。同時に、育児情報の提供や家族の悩みに耳を傾け、家族全体の立ち直りのための援助を積み重ねる中で、保育士の意識に変化がみられた。表7はケースに対応する中で観察された保育士の変化である。

表7 保育士の変化

	家族関係の理解	関連領域への関心	ケースへの熱意向上
2001年10月	14名	6名	4名
2003年3月	27名	21名	12名

5. 考察

(1) 対応困難児の発見

本事例検討会においては、保育所にも要保護児童領域の子どもがおり、子どもの最善の利益を優先し、考える必要性が伺えた。

また、「気になる子」として取り上げられたのは、他児に乱暴な行動をとる子ども、集団の流れに乗れない子ども、多動傾向があり集団の行動からすぐ外れてしまう子ども、感情のコントロールがうまくできない子どもなどであった。大勢の子どもたちを集団

として動かしていかなければならない保育士の立場からすれば、そのような子どもたちが「気になる」のは、ごく自然なことである。それをきっかけとして、その行動の背景にあるものを洞察し、子どもや家族への支援が開始されていくことが望まれる。

初回検討会時において、そのような保育士の気づきは子どもや家族の関係性を理解するよりも、その子どもの行動上の問題が鎮まれば保育上の問題解決につながるということに重点がおかれていた。今堀(2004)は、保育士が気になる子どもを発見したとき、その原因を発達障害に起因するもの、もしくはたいていは家庭でなされるはずのしつけがなっていないからだとか、子どもの性格が悪いからだというふうに、問題の大半が子ども自身の特性に帰属される傾向にあると述べており⁽⁵⁾、今回の事例検討会においても同様の傾向がみられた。しかし、そのように振る舞わざるを得ない子どもの心の問題やその背景を理解し対応することが肝要であり、子どもを含む環境全体への総合的な関わりへの支援が開始された。

(2) 子どもを含む環境全体への総合的な関わり

検討会において、ソーシャルワーカーから社会福祉援助技術の理論や視点が、保育士に新たな観点や理論として提供されたことにより、保育士が子どもや家族の関わりを深く洞察するようになった。さらに、問題行動の背景に家族関係が大きく関わっていることを理解し、家族という文脈から問題行動を理解するように変化していった。そのことが、家族の子どもに対する関わりに

影響を与え、結果として子どもの問題行動改善につながった。

また、ソーシャルワーカーからのスーパービジョンを活用することにより、受容、個別性、相互信頼関係、内的世界の尊重、さらに家族の関係性を理解するという視点から保育士の保育・相談援助活動が実施された。保育士は、子どもや保護者の訴えを傾聴し、子どもの全体的環境の中で誰が援助を必要としているのかを判断し、その上で、その人が問題解決力を持っているか、また、問題解決のキーパーソンや社会資源は何か。ということ援助の視点におくことにより、子どもを含む環境全体に総合的に関わることで、最も効果的な支援方法を決定していった。

子どもの問題行動と家族関係には相互作用があり、離婚や再婚などの家族形態の変化が存在していた。このような家庭環境の変化が子どもの心、母親の子どもへの関わり方に深く影響しており、それらの悪循環を断ち切るための介入が必要であることが示唆された。

現在保育士に求められるものとして、広岡(2002)は狭義の保育技術の行使だけではなく、社会福祉実践としての保育サービスを担うことが求められている。具体的には①虐待する保護者、子育てを放棄した保護者など、問題に気がついていない人、あるいは、問題に気がついていても②世間体が悪いために支援を受けないで我慢している人、③資源を知らない人、④資源の利用が心身上の理由により困難な人であると述べている⁽⁶⁾。これらの利用者の立場にたち、必要がある人に、それをマネジメント

保育士の役割と課題

し、適切なサービスの利用を直接、間接的に行うことが、保育士の活動に求められることが考察された。

(3) 関わる側の総合性

① ネットワーク形成

本検討会へ事例を提示した保育士は経験年数5～10年の中堅クラスであったが、それぞれケースを個人で抱え込み対応に苦慮していたことから、まず保育所全体としてケースに取り組むようソーシャルワーカーより提案がなされた。担当保育士が対応に苦慮するケースの多くは、子どもだけではなく家族もまたさまざまな困難を抱えていることが多く、長期にかかわることによって少しずつ手ごたえを感じるようになるものの、日々のかかわりは達成感や充実感を得ることの少ない根気を要するものとなる。これはとてもストレスのかかる過程であり、保育士の負担となるものである。また、ケースに熱心に対応する中で子どもや保護者の言動に振り回されたり、傷つけられ、無力感に陥ったり、保育士の孤立感が深まり時にはバーンアウトしてしまうことも指摘されていることである。担当保育士の過重な負担によるストレスを軽減するためにも、担当者のみに対応を委ねるのではなく、保育所全体でケースに対応することが不可欠となる。

また、今回のように専門家からの支援やネットワークを活用し情報交換をすることによって、関係機関と悩みを共有することも有効である。子どもや子育てについての福祉問題は、子どもの素質、養育環境、保育所・地域・社会環境などさまざまな要因

が複雑に絡みあい発生している。だからこそ、援助を行う際に保育所の保育士としてできることとできないことを、きちんと認識しておくことは大切なことである。保育所のみでは対応できないと判断したものについては、ソーシャルワーカー、保健師、医師、臨床心理士などさまざまな専門職や関係諸機関によるネットワークを構築し、総合的にアプローチすることによって問題を理解し解決を図る必要があるのである。

② スーパービジョンと自己覚知

ソーシャルワーカーが保育士に対し、社会福祉援助技術の理論と技法を提供できたことにより、前述したような家族の子どもに対する関わりや子どもの問題行動が改善された。このことにより、ソーシャルワーカーと保育士の連携が、困難事例の理解と介入に有用であったと考察することができる。

子育て支援は、最終的には社会と親が一緒に、子どものよりよい育ちを援助するという、子どもの福祉を守り育てようとするものである。しかし、現実には、保護者と子どものどちらを優先させるのかという選択に迫られることも少なくない。本検討会では、1年6ヶ月間、延べ10回のソーシャルワーカーによるスーパービジョンの場が提供されたことにより、子どもへの直接的対応に加え、母親を中心とした家族への対応について検討および実践が重ねられた。そのような過程の中で、保育士の意識に変化がみられ自己覚知が促されている。

(4) 保育・相談援助活動における社会福祉援助技術の活用

家族援助論が保育士養成カリキュラムに必須化されたことは前述したとおりであるが、社会福祉援助技術もまた必須科目としてカリキュラムに組み込まれている。

近年、保育所や乳児院、児童養護施設において、児童福祉法の一部改正等により、地域の育児支援を積極的に行うことが要請されている。その結果、育児相談、育児支援活動、育児講座開催、育児支援関係機関連携等の実施は年々増加の一途をたどっている。児童福祉施設でのこのような活動の広がりや、従来にも増して保育士が社会福祉援助技術を理解し、実践に応用できる能力を身に付ける必要性を裏付けている。地域の中で育児力が低下し、育児不安を抱く保護者が多くなってきている現状において、保育実践場面において社会福祉援助技術を活用することにより、より効果的な保育を実践できることが示唆された。

文部科学省が1993年7月に出した「保育技術専門講座資料」では、幼児が安定した情緒の下で自己を十分に発揮できるようにすることや、幼児の自発的な遊びを中心とした総合的な指導を行うこと、一人ひとりの発達の特性に応じた指導を行うことが、保育を進める際には重視されなければならないと述べられている。そしてそのためには、幼稚園教諭のカウンセリングマインドが必要であると強調されている。そうした保育をするためには、幼児の言葉や表現から心の動きを感じ取り幼稚園教諭と一人ひとりの幼児との間に信頼関係をつくり出す必要がある。加えて相手の立場にたつため

に、幼稚園教諭は自分自身の気持ちを把握しそれを整理し昇華しておく必要がある。ストレスの多い時や、自分の問題に気付いていない時ほど、幼児の言うことを聴くのは難しいと考えられるからである。幼稚園教諭には感受性と自己覚知が必要で、現任訓練としてそうした方向での研修がなされているということである。

ここであげられている保育を進める際に重視すべき事項は、保育所での保育においても重視すべき事項であり、そのために必要だとされる感受性や自己覚知は、もちろん保育士にも必要である。そしてそれらはソーシャルワーク実践においても重要だとされてきたものであり、対象者との信頼関係の形成を目指した社会福祉援助者としての自己形成の必要性が、保育の場でも重要視されてきていると捉えることができる。保育所における保育実践においても、対象者との信頼関係形成を基にした実践を目指していることは当然なことといえるだろう。

6. おわりに

今日、保育現場にもカウンセリングマインドという思想が積極的に取り入れられるなど、子どもや家族を理解しようという動きが日常的に行われるようになった。保育士の日常業務を概観すると、従来の保育業務に加え、深刻化する子ども虐待問題や育児不安への支援、ドメスティック・バイオレンス、など発達や発育に関する相談以外にもさまざまな悩みを抱える家族への対応により、負担が集中しているように感

保育士の役割と課題

じる。これに対しては、必要な専門機関との連携などにより解決できることとされているが、保育士たちは日々の保護者との関わりの中で、保育士の役割と他機関へ委ねる線引きをできずに対応する中で苦慮することが多い。

保育相談とは、家庭や保育所における子どもの保育をより良くするための援助であり、保育の一環として保育相談という業務が行われることはあっても、それは、社会福祉士や臨床心理士の行うソーシャルワークやカウンセリングとは異なっていると考えられる。家族の問題を含めた保育相談の業務が保育士に付加されたからといって、保育士がソーシャルワーカーの役割を引き受けるようになったわけではない。

2004年には文部科学省が、臨床心理士が定期的に訪問し、専門的な視点から幼稚園教諭や保護者の子育て相談に応じる「保育カウンセラー制度」を創設する方針を決めた。保育カウンセラーの役割として、子どもへの心理療法やカウンセリングの機能のほか、管理職や保育士のコンサルタント機能やスーパービジョン機能、保護者へのカウンセリング機能、いろいろな人間関係や環境を整えるリエゾン機能があげられる。小中学校にスクールカウンセラーが導入された当初、担任や養護教諭とカウンセラーとの間で役割の混乱が生じたが、そのようにならないためにも、保育カウンセラーを導入するにあたり、保育カウンセラーの役割領域に関する情報をきちんと保育士へ伝えていくことも今後必要となってくる。

柏女(2003)は、現在の保育所の状況を「子の福祉と親の福祉を両岸とする河を、

羅針盤を持たずに漂う小船」にたとえている。その上で、保育所は、児童福祉法では「乳幼児の福祉、発達保障のための施設」として位置づけられる一方、国が少子化対策として打ち出した新エンゼルプランでは「成人の福祉・自己実現を保障する社会資源」として位置づけられる。しかもエンゼルプランには見られた「子どもの利益が最大限保証されるよう配慮された子育て支援施策」という基本的視点が新エンゼルプランには見られず、親の福祉にシフトする動向すら見られると指摘している⁽⁷⁾。いずれにせよ、保護者の抱える問題が子どもにとって不幸な結末をもたらさないためにも、子どもの気持ちを代弁し、子どもを評価し、適切に関係機関と連携していくことが肝要である。その上で、保護者に対しても注意深い配慮と心の通った対応が求められてくるのである。

7. 文献

- (1) 野沢正子「保育内容と技術」待井和江・野沢正子・川原佐公編『保育内容論』東京書籍 1995、pp211
- (2) 野沢正子「今、幼稚園・保育所に求められているもの」前掲1) pp20
柏女霊峰『養護と保育の視点から考える—子ども家庭福祉のゆくえ—』中央法規出版 2001、pp120
- (3) 庄司洋子「児童家庭福祉の視座」、庄司洋子・松原康雄編『児童家庭福祉』放送大学教育振興会 2003、pp14-16
- (4) 植田章『はじめての子育て支援—保育者のための援助論—』かもがわ出版

- 2001、p p 13-14
- (5) 今堀美樹「保育ソーシャルワーク研究
—保育士の専門性をめぐる保育内容と
援助技術の問題から—」『神学と人文』
第42集 2004、p p 186-189
- (6) 広岡智子「親の心のケア」高橋重宏・
庄司順一編『子ども虐待』中央法規出
版 2002、p p 170-171
- (7) 柏女霊峰『子育て支援と保育者の役割』
フレーベル館 2003、p p 56

**Research on child care worker roles and current issues
Relating to social work practice**

Sayaka KAGAMI, Chiemi CHIBA

In these days when the nucleus of the family is changing form, with a smaller number of children per family and a weakened relationship with neighbors, there are only a few mothers who don't feel nervous about raising children. In this situation, where a lot happens while the child is growing, a steadily increasing load of stress from the worry from childrearing might result in the abuse of the child. The purpose of this study is to clarify the understanding of contents consultation and supporting the child care and its social work practice model for a child care worker. The case examination meeting for child care worker was carried out. The date, concerning 27 difficult case was submitted and examined. At the examination meeting, supervision of the case by the social worker was carried out. The results were as follows: (1) Child care worker observed the basic cause in the background of a child's action, and understood the feeling of the child and their parents in child rearing in the affirmative. (2) The situation also changed for the better in the family by having cooperated with the social worker and having intervened. (3) It led to a child's condition improving due to change from the child care worker and a family. From these experiences, it was suggested that the technique of social work skill is effective also in a nursery.

Key words: child care worker, child rearing support, social work practice